

# 令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務

## 2 業務の目的

本業務は、平成30年度からスタートした県内34市町村で形成する「れんけいこうち広域都市圏」の枠組みで取り組む事業の一つとして、各市町村及び高知県と連携しながら実施するものであり、本市及び高知県内への移住・定住を促進するために、本市を拠点とした県内への二段階移住制度を戦略的に情報発信し、二段階移住制度の利用につなげることを目的とする。

### (1) 「れんけいこうち広域都市圏」について

本市には、県内の人口・都市機能が一極集中しており、社会的・経済的に県内他市町村と相互に補完する関係にある。

急速に進行する人口減少・少子高齢化の克服に向け、地方自治法に基づき高知市が県内全市町村と1対1の連携協約を締結して「れんけいこうち広域都市圏」を形成している。

れんけいこうち広域都市圏の取組については、「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」（以下「第1期ビジョン」という。）を策定し、平成30年4月から圏域の強みや特色を活かしながら県内市町村と連携した取組を推進している。令和5年4月からは、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応する指針として策定した「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン」（以下「第2期ビジョン」という。）を踏まえた上で、二段階移住についても第2期ビジョンとしてふさわしい取組を行っていく。

※れんけいこうち広域都市圏ビジョンについては、以下を参照。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/2/renkeikochikeisei.html>

### (2) 「二段階移住」について

二段階移住とは、高知県への移住を検討するに当たり、まずは高知県内では比較的都市機能の整った高知市に一段階目で移住・滞在してもらい、そこを拠点に県内を巡りながら、自分に合った場所を見つけて、最終的に安心して定住ができるという、移住者に寄り添った移住手法である。第2期ビジョンにふさわしいプロモーションを展開し、さらなる発信力の強化とターゲットの掘り起こしを行い、県内での二段階移住の推進を図ることとする。

### (3) 二段階移住のターゲット

二段階移住において想定する主要なターゲットは、下表に示すとおりとする。

#### 【共通事項】

地域	東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県
年代	20歳代～40歳代
属性	移住への一歩が踏み出せない移住希望者
訴求内容	二段階移住制度の認知
起こしてもらいたい行動変容	・二段階移住制度に関心を持ち、二段階移住特設ポータルサイトへ来訪する。 ・二段階移住補助金について高知市移住相談窓口へ移住相談を行い、実際に高知市へお試し移住（二段階移住補助金を利用）する。
その他	上記のほか、本業務の目的を達成するために想定と異なるエリア・年齢等をターゲットとした方がより効果的であると考察した場合には、新たなターゲットを提案することも可能とする。なお、提案の際は、その考察に至ったデータ根拠を示すこと。

#### 【個別事項】

##### 想定①

世帯構成	単身者
価値観	趣味や嗜好などを軸として、ライフスタイルを変えることを望んでいる

##### 想定②

世帯構成	単身者
価値観	田舎暮らしに興味がある

##### 想定③

世帯構成	就学前子育て世帯
価値観	自然のある環境での子育てを望んでいる

### (4) これまでの二段階移住の取組における課題等

- ・ プロモーションを継続して実施することで、徐々に二段階移住という手法が浸透し、二段階移住に関する新規相談件数は伸びつつあるが、二段階移住パスポート発行部数及び二段階移住組数が伸び悩んでいる状況であり、目標値には達していない（目標値・実績値は「9 参考(1)を参照」）。
- ・ 令和7年度については、サイト内コンテンツを拡充し、二段階移住の認知度向上と理解促進を目指したが、自然流入でのサイト滞在時間は目標に届かなかった。
- ・ WEB 広告配信期間中はページビュー数が増加したものの、エンゲージメント率が低調であることから、エンゲージメント率を向上させるためのコンテンツ拡充等を

行っていく必要がある。

- ・ 従来の大都市圏での対面相談会を通じた「二段階移住」のアピールに加え、今後はオンライン相談会を本格運用することにより、相談窓口の入り口を広げ、新規相談件数の拡大とさらなる訴求力強化を目指す。
- ・ 高知市への一段階目の移住につながるケースは、令和3年度までは増加傾向にあったものの、令和4年度以降は減少傾向にあるため、継続的な認知度の向上や二段階移住の有効性についての理解度向上が必要である。
- ・ 県内市町村へ二段階目の移住をするケースも徐々に進んではいるものの、さらなる推進が必要であり、二段階移住パスポート発行部数及び二段階移住組数の増加に資するような広報活動を継続して行っていく必要がある。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

高知県及び県内市町村が実施する移住プロモーションを踏まえた上で、「二段階移住」という本市独自の手法を分かりやすく伝えるために、これまでに制作したロゴマーク、専用ポータルサイト、動画、ハンドブック、ポスター、移住 WEB 漫画、二段階移住シミュレーションゲームなどの情報発信ツール等を活用し、二段階移住の認知度・理解度の向上を図るとともに、第2期ビジョンを踏まえた上で、二段階移住制度の利用者の拡大を促進させる。

#### (1) オンラインイベントの企画・集客・運営

- ・ 二段階移住制度の認知度及び理解度の向上並びに移住相談行動の喚起を目的として、オンラインイベントを企画し、集客、運営及び効果検証を一体的に実施すること。本開催回数は、年度内に最低2回とし、提案により追加開催を可とする。
- ・ 開催内容は、制度説明、移住者等の体験談、質疑応答等を基本とし、参加者が二段階移住特設ポータルサイト来訪及び本市への移住相談につながる導線設計すること。必要に応じ、イベント後のオンライン個別相談枠の設定等を提案できる。
- ・ 参加者数は、年度合計で100組程度の獲得を目標とし、目標達成のための集客計画（告知媒体、広告配分、申込導線等）を提案し、実施すること。
- ・ 配信はWEB会議システム等を用いて実施し、配信URLの発行、参加申込管理、当日運営（司会進行、画面投影、技術対応、問い合わせ対応等）を行うこと。開催に当たっては、当日進行台本（シナリオ）及び当日使用資料等を作成し、市の確認を得た上で実施することとし、必要に応じて事前リハーサルを実施すること。

#### (2) 情報発信

- ・ 二段階移住の認知度の向上を図るために、広告メディア（テレビ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告）等を利用し、ターゲットを特設ポータルサイトへ誘

導する効果的な取組を提案すること。

- ・ なお、提案する広告メディアについては、具体的な広告展開方法及び展開期間等を提案するとともに、当業務の目的を達成するために最適な広告掲出に係る KPI を設定の上、提案すること。

**【参考資料】**

- ・ これまでに制作したコンテンツ等については、「9 参考」を参照。

**【留意事項】**

- ・ WEBを活用したメディアミックスによる情報発信とすること。
- ・ これまでに制作したリーフレットなどの紙媒体等は、在庫に限りがあるので、提案により使用する部数及び使用内容等については契約後協議の上決定する。

＜参考＞二段階移住に関する紙媒体在庫数

こうち二段階移住リーフレット（令和7年度版） 4,400 部程度

**(3) 効果検証及び改善提案報告**

- ・ (1)、(2)において実施する事業等の効果検証を行い、効果検証報告書を提出すること。
- ・ 上記の効果検証結果を踏まえた上で、ターゲットの変更や絞り込み等、本市が行う今後のプロモーション業務に係る改善方法について提案すること。なお、改善提案に伴う調査方法（調査手法、サンプル数、調査項目等）は提案による。

**【留意事項】**

- ・ 本委託事業の広告運用等により、メディアやSNSに關係記事や投稿が掲載された際の露出成果や認知効果については、広告費に換算して本市に報告すること。
- ・ 提出された報告書は、翌年度に同様のプロモーション業務を発注することとなった場合、必要に応じて参考資料として公開する可能性がある。

**5 成果品**

- ・ ツール等を制作した場合の納品方法については、市担当者と協議の上、決定することとし、納品する数量については、プロモーションに効果があると見込まれる数量とすること。
- ・ 令和8年度効果検証報告書 2部（A4判）
- ・ 改善方法提案書 2部

**6 成果品の利用及び著作権**

- ・ 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。
- ・ 市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使

用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作  
者人格権を主張しないものとする。

- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に  
関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 7 個人情報の取り扱いについて

- ・受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理  
の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、  
本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者  
は、その検査に先立ち令和9年2月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個  
人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以  
下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報  
告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照す  
ること。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/80/kojinjyouhou-hogo2.html#toc4>

## 8 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明  
確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保  
すること。業務の各過程においては、市と十分に協議を行い、市の指示に柔軟に対応  
すること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、市と適宜打ち合わせを行うこと。
- ・ 市は、市が所有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。  
契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・ 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、  
市は契約金額以外の費用は負担しない。

## 9 参考

### (1) 二段階移住プロモーションにおける各年度目標値及び実績

	各年度目標値	R7年度実績値	備考
①二段階移住新規相談件数（年間）	108 件	163 件	
②二段階移住パスポート発行部数（年間）	58 件	28 組	補助金 9 件 いっく利用 19 件
③二段階移住組数（年間）	7 組	5 組	二段階移住先：日高村、構原町、南国市、四万十市、土佐市

### (2) 二段階移住特設ポータルサイトに係る各種実績値

	R7年度実績値
ページビュー数	112,083 回
自然流入数	58,757 回
エンゲージメント率	51.33%

### (3) これまでに制作した情報発信ツール

#### ① ロゴマーク



#### ② こうち二段階移住特設サイト



(保守・運営は、別途業者に委託)



#### ③ こうち二段階移住リーフレット



(特設サイトからダウンロード可)



④ 動画

(ア) 下調べもせずに憧れと勢いだけで地方移住決めた夫婦の話聞く？



(平成 30 年度制作)



(イ) TURNSプロデューサーが高知市長に聞く！  
インタビュー記事メイキングムービー



(平成 30 年度制作)



(ウ) #田舎暮らしは甘くない



(令和元年度制作)



(エ) #田舎暮らしは甘くない～TURNSツアーこうち 2019



(令和元年度制作)



(オ) 一段階告白／二段階告白



(令和 3 年度制作)



(カ) 正直すぎる移住相談員



(令和 4 年度制作)

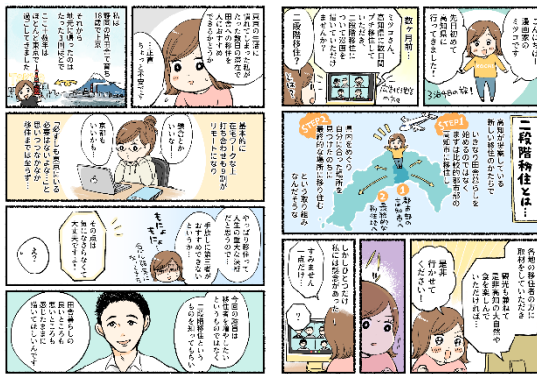


(キ) わたしは、二段階移住を選びました (令和7年度制作)



⑤ 移住WEB漫画

(ア) こうちプチ移住旅 (令和4年度制作)



(イ) こうち二段階移住って実際どうなの? (令和6年度制作)



⑥ 二段階移住シミュレーションゲーム (令和5年度制作)



#### (4) 二段階移住における SNS

##### ① インスタグラム

「インスタグラム」共有アカウントでの高知県・市町村による連携投稿。

- ・令和8年4月8日現在：投稿 1,226 件、フォロワー1,462 人
- ・アカウント名：kochi\_2dankaiju



##### ② フェイスブック

「インスタグラム」と連携して、フェイスブックを投稿している。

- ・令和8年4月8日現在：フォロワー728 人
- ・アカウント名：こうち 二段階移住

